
プロジェクト	資本の特徴を有する金融商品
項目	第 140 回 ASAF 対応専門委員会及び第 141 回 ASAF 対応専門委員会並びに第 521 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準委員会（IASB）が公表した、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に対する事務局の気付事項について、第 140 回 ASAF 対応専門委員会（2024 年 2 月 28 日開催）及び第 141 回 ASAF 対応専門委員会（2024 年 3 月 14 日開催）並びに第 521 回企業会計基準委員会（2024 年 3 月 5 日開催）における審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 140 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見

（質問 1 分類 関連する法律又は規則の影響について）

事務局の気付事項について

2. 事務局の気付事項は、経済的実態が同じものは同じように会計処理すべきであるという趣旨と理解しているため、賛同する。これに関して、法律で剰余金の 10%の配当を要求している中で、さらに契約上、剰余金の 20%の配当を行うことを規定している場合、公開草案では、全体で検討することを要求していると理解しているため、結局、法律の影響も考慮しなければならないケースが生じ得るのではないかと考えている。
3. 事務局が反対する理由は、IASB の提案に基づく、経済的実質を反映しない可能性があるためだと理解している。しかし、IASB の公開草案が、現行実務を大きく変更するような修正は行わないという基本方針に基づき作成されていることを受け入れるのであれば、IASB の提案は止むを得ないものと理解している。このため、事務局の気付事項はこの IASB の基本方針への反対を意図しているかどうかを確認したい。
4. 公開草案では、経済的実質が同じ取引は、同じように資本又は負債に分類し、会計処理されるべきであると主張されていることを踏まえると、気付事項の趣旨に沿った代替案を提示することは容易でないと考えている。
5. IFRS は負債の定義が非常に厳格で、経済的実態が法的形式よりも優先されるという理解しているが、事務局が具体的にどの点について反対しているのか明らかになるようにし

てほしい。

(質問3 分類 企業自身の資本性金融商品を購入する義務について)

事務局の気付事項について

6. NCI プットに関して IASB の提案に基本的に異論はないとする事務局の気付事項については賛同する。

負債の測定について他の会計基準における測定の考え方との違いについて

7. 公開草案では、従来記載されていた「IFRS 第9号に準拠して」という文言を削除することを提案しているため、企業自身の資本性金融商品を購入する義務については、IFRS 第9号とは異なる当初測定及び事後測定で行うと理解している。この場合、基準間の整合性が問題になると考えており、例えば、この金融商品を IFRS 第9号の範囲から除外するの
か否か、公正価値測定の開示の範囲に含めるのか否かといった点は、実務上問題になるため、明らかにしてほしいと考えている。
8. IASB が測定において確率を考慮しないという点は、実務上の負担や見積りの困難性に配慮した方法だと考えられるため、現実的な解決策であると考えており、賛同する。ただし、NCI プット負債は金融負債とされているため、測定についてコメントする場合には、IAS 第37号における測定との整合性よりも、IFRS 第9号の測定との整合性の方からコメントを行う方がよいと考える。なお、NCI プット負債で決済される金額は、固定金額の場合だけでなく、様々な条件が組み込まれて金額が変動する場合があるため、それを踏まえて、コメント案を作成する必要があると考える。
9. 基準間の整合性については、確率や見積りの期間等が分類のポイントになると理解しているが、それらを考慮しないとする提案が実務上の困難さを論拠にしているのであれば、気付事項で指摘するような測定の考え方の整理を綺麗に行うことができるのか疑問である。

(質問9 経過措置)

10. 公開草案では完全遡及適用のみ認めていることに関して、日本では引き続き IFRS 会計基準を新規で適用する企業があり、そうした中で IAS 第32号の遡及適用が難しい場合があることを踏まえると、初度適用企業に対する配慮(例えば、移行日時点の状況のみを考慮すれば足りる等)を提案することも考えられる。

第 141 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見**(質問 1 分類 関連する法律又は規則の影響について)**

11. 提案を反対する理由として、経済的実質に基づいて金融商品の分類を判断すべきことを挙げているが、この点について総論としては同意できるところもあるが、IAS 第 32 号の基本的な考え方に対する問題提起となってしまうことも考えられるので、コメントの記載方法は慎重に検討する必要があると考える。
12. 財務諸表利用者の中には、公開草案の提案により実務の多様性について改善が図られることを期待して、IASB の公開草案を支持する見解もある。

(質問 3 分類 企業自身の資本性金融商品を購入する義務について)

13. NCI プットに関して事後測定における変動分の処理については、資本での処理を会計方針として選択する実務が見られており、また、2011 年 11 月に開催された IFRS 解釈指針委員会でも、純損益に揃える提案を進めないとする議論が行われており、意見発信にあたりこれらを参考にすることが良いと考える。

第 521 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**(質問 1 分類 関連する法律又は規則の影響について)****事務局の気付事項について**

14. 公開草案に反対する方向性に賛同する。反対の根拠が、契約や法律全体をより精緻に検討して経済的実質を反映すべきという点にあるならば、他の IFRS 会計基準の考えとも整合しており、それ自身は妥当な理由と考えるが、公開草案の提案は複雑で、問題が生じていない現行の実務を混乱させてしまう懸念があり、抜本的な変更のニーズが生じていないとの観点から反対することもありうるのではないかと考える。
15. 基準設定主体としては、他の基準との整合性も考えて、契約のみならず、法律も考慮して金融商品を処理できるように、長期的プロジェクトとして時間をかけて進めていくべきであるとコメントする点については同意する。ただし、公開草案の提案は中途半端な提案に留まっているように感じており、実際に問題が生じている課題に焦点を当ててほしいと考えている。

(質問 3 分類 企業自身の資本性金融商品を購入する義務について)

事務局の気付事項について

16. NCI プットに関して公開草案の提案に基本的に異論はないという事務局の気付事項には同意しない。事後測定における変動分をすべて損益に計上するとの提案によると、会計処理のばらつきは減るかもしれないが、時価で権利行使が行われる商品については、利益の二重計上になり直観に反した処理になるのではないかと考える。この点、このように時価で権利行使が行われる商品については、現行実務上は資本計上も増えていると理解していることや、ASBJ が以前、IASB に提出したコメント・レターとの整合性の観点から、より深く検討することを IASB に提案してもよいのではないかと考える。

(質問 5 分類 株主の裁量)

17. 公開草案における質問 5 の (b) の 4 項目は考慮要素の一例であると理解した。また、このうちの 1 項目である、(iii) 「異なるクラスの株主が、株主の決定から異なる形で便益を得るとされている」は、複数の種類の株主がいる状況を説明していると理解している。事務局の分析の第 20 項において、公開草案の提案を妥当とする根拠として、所有構造が複雑化しているという記載がある。しかし、一方で、別紙の例 2 は種類株主とは異なるものという理解であるため、事務局の気付事項の根拠としているところが不明瞭である。株主間の利害対立であるというよりは、株主あるいは一部の株主の決定に、企業が拘束されるのかどうか、という点が考慮要素であるなら、その点を明確にしてほしい。

以 上